



第3章

具体的な施策・事業

1. こどもが持つ権利の保障



（１）こどもの権利について社会全体での理解促進

令和5（2023）年4月に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約※」という。）の精神にのっとった「こども基本法」が施行されました。

※条約締約国は、いかなる差別もなしに、この条約に定める権利を尊重し、確保することが求められています。

このこども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、令和5（2023）年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こどもは生まれながらに権利の主体であると明記され、その権利の保障がうたわれています。

全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会づくりに向けて、こどもが権利の主体であることを社会全体で共有することが求められます。

また、こどもの最善の利益を実現する観点から、年齢や発達の程度に応じて、こどもが自己に直接関係することについて意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を尊重することが必要です。

よって本市では、本計画において、こどもが権利の主体であることを明確に位置づけ具体的なこども施策に取り組んでいくこととしています。

●こどもの権利条約のいわゆる4つの原則

① 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

② こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③ こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

④ 差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

（２）「こども基本法」と「こども大綱」

「こども基本法」は、令和４（２０２２）年４月４日に成立し、同日に成立した「こども家庭庁設置法」とともに、同年６月２２日に公布され、令和５（２０２３）年４月１日に施行されました。

こども基本法は、こども家庭庁の発足と相まって、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、制定されたものです。

こども基本法における「こども施策」とはこどもの健やかな成長に対する支援等を主な目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策を含むものとされています。

こども基本法第３条には、こども施策を決める上で大切な６つの基本理念が示されています。

＜６つの基本理念＞

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言え、社会の様々な活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

令和５（２０２３）年１２月２２日、こども基本法第９条に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「少子化社会対策大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。

また、こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されていますが、これは、１８歳や２０歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者であることを指しています。すなわち、こども大綱は、こどもが大人になるまでに関し、国がどのように施策を行っていくのかということ、網羅的に示したものです。

(3) こどもの権利に対する取り組み

【現状と課題】

- こどもが権利の主体であることを社会全体で共有し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図るための取組を進めていくことが求められています。
- こどもだけでなく大人に対しても、こどもが権利の主体であることについて理解の促進を図る必要があります。
- 全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められます。
- こども家庭庁が令和5（2023）年度に実施した「こども政策の推進に関する意識調査」では、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合は15.7%にとどまっています。

【施策の方向】

- こどもが権利の主体であることを、学校現場、出前講座、各種広報媒体等において、こどもやこどもに関わる大人、県民全体に対し広く伝えることで、社会全体への啓発を推進します。
- 「こどもまんなか社会」を実現するため、県民や事業者による取組を広く働きかけていきます。
- 全てのこどもが自らに関係するこども施策に対して意見を表明しやすい環境の構築に努めるとともに、こども施策に反映させる仕組みづくりを進めます。

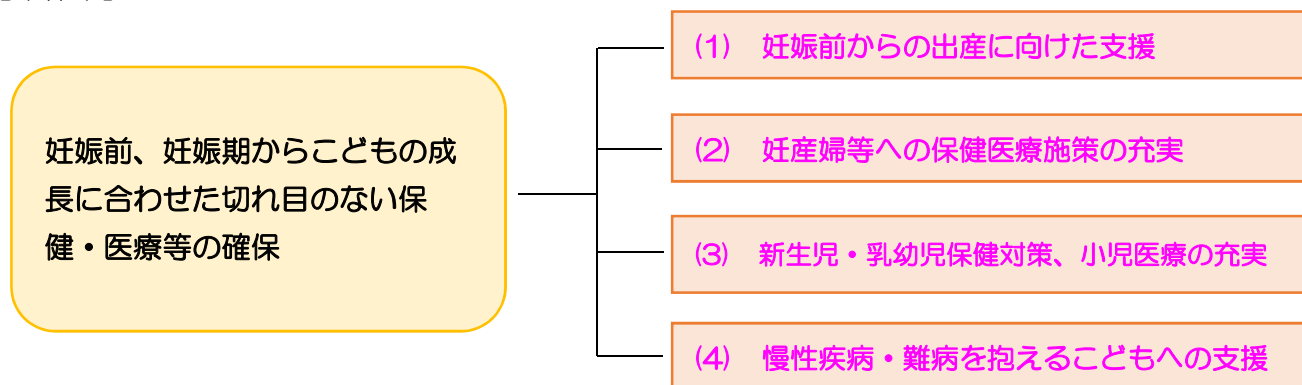
【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こどもが権利の主体であることの啓発	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、広報媒体を活用した啓発、市民向け出前講座の実施、本市の子育て支援に係る取組等の周知を行います。周知・啓発に当たっては、国が作成する普及啓発素材等を活用しながら、市のホームページやSNS等で発信するなど、こどもにも伝わりやすい方法を検討します。	こども家庭課
2	学校現場におけるこどもの権利に関する理解促進	こどもの権利に関して、児童生徒及び教職員の理解促進を図るとともに、学習指導要領や生徒指導提要に基づいた教育活動を推進します。	学校教育課
3	こどもまんなか社会づくりの推進	市のホームページやSNS等において、こどもの権利の啓発や、こども施策に対するこどもや保護者等の意見紹介、市民や各団体・企業等が実施している「こども食堂」等「こどもまんなか」の取組等の紹介を実施し、社会全体でこどもまんなか社会づくりを進める気運を醸成します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
4	こども施策に対する こどもの意見反映	こどもや保護者等の意見をこども施策に反映させるため、幅広い年齢や様々な環境のこども、保護者、関係団体の意見聴取を実施するとともに、こども施策に対するこどもや保護者等の意見募集を実施します。なお、意見聴取に当たっては、意見を考えるために必要な情報が伝わりやすいよう工夫することとし、意見については、市のホームページ等を活用し、公表するとともに施策等へフィードバックを行います。	こども家庭課 関係各課

2. 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた保健・医療等の確保

【施策体系】



(1) 妊娠前からの出産に向けた支援

【現状と課題】

- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊婦やその家族を支える力が弱くなっている中で、安心して妊娠・出産をするためには、若い世代を対象に早い段階から、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や気軽に相談できる体制が必要です。
- 不妊治療を受ける方は年々増加傾向にあるため、不妊・不育に悩む方に対して精神的、経済的支援を総合的に行っていく必要があります。
- また、流産・死産や出生後早期にこどもを亡くした方に対する支援の必要性も求められています。

【施策の方向】

- 思春期からの人々を対象に、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すためのプレコンセプションケアを推進します。
- 不妊・不育に悩む方への相談支援、経済的支援を総合的に行うとともに、不妊治療と仕事の両立に関する啓発を行います。
- 流産・死産や出生後早期にこどもを亡くした方に対する相談支援等を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	教育委員会と連携して、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。	こども家庭課
2	若年者への性知識啓発	望まない妊娠や人工妊娠中絶の減少を図るため、市のSNSアカウントを活用し正しい性知識を普及啓発するとともに、相談希望者を「SOS電話相談」へ案内します。	こども家庭課
3	不妊・不育と性に関する相談支援	こども家庭センターにおいて、思春期から更年期の各ライフステージに応じた相談対応を行い、必要に応じて専門医相談に繋がります。また、流産・死産を経験した方の相談対応も行います。	こども家庭課
4	不妊・不育に悩む方への経済的支援	福岡県が実施する先進医療による不妊治療費、不育症検査・治療費の一部助成により、不妊・不育に悩む方に対する経済的負担の軽減事業の案内を行います。	こども家庭課
5	妊婦のための支援給付金交付事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる相談支援と、給付金の支給による経済的支援（妊婦給付認定後に5万円、胎児の数の届出後に胎児1人あたり5万円）を一体的に行う、「妊婦のための支援給付」を実施します。	こども家庭課

妊娠・子育て・思春期に関するSOS相談窓口

悩み、心配事、ひとりで悩んでいる方が、「いつでも」「だれでも」「気軽に」安心してご相談できる窓口です。

○電話相談 092-406-5118

○妊娠に関するメールでの相談は「https://jyosanshi.net/sos/pre_consultation_form/」

○子育てに関するメールでの相談は「https://jyosanshi.net/sos/consultation_form/」

○思春期に関するメールでの相談はこちら「https://jyosanshi.net/sos/shishunki_form/」

受付時間

平日・土曜9時から17時30分まで（祝日含む）

日曜、お盆（8月13日から8月15日）、年末年始（12月29日から1月3日）はお休み

※メールでの相談は24時間受付！

ご相談は無料で、秘密は厳守されます。

一般社団法人福岡県助産師会の相談員（保健師、助産師）が対応します。

【相談内容】

- 妊娠に関する相談 : 思いがけない妊娠にとまどっている、産もうかどうか迷っている、出産しても自分では育てられない、産みたいが病院に受診、出産の費用がない、妊娠による身体や心の変化、妊娠中の生活などの不安や悩み。

- 子育てに関する相談：ご飯を食べてくれない、なかなか寝てくれない、発育の様子、気分の浮き沈み、ワンオペ育児、人間関係などの不安や悩み。
- 思春期に関する相談：からだの変化、人間関係、学校に行きたくない、性感染症、気分の浮き沈みなどの不安や悩み。

妊婦のための支援給付金交付事業

- 対象者：宮若市在住で妊婦給付認定を受けた方
 - 支給金額：【1回目】妊娠届出後 5万円
【2回目】妊娠しているこどもの人数を届出後 こども一人あたり5万円
- ※ 給付金は流産・死産等の場合も支給対象。医療機関等で確認された日以降に申請が可能です。

不妊・不育と性の相談センター

思春期から妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望される方に対する専用の相談窓口が県内全保健福祉（環境）事務所に設置されています。

○相談内容

- ・更年期、流産・死産に伴うグリーフケア、出生前遺伝学的検査（NIPT）、不妊・不育等に関する専門的な相談支援

○相談方法

- ・電話または面接相談（※面接相談を希望される場合は事前連絡が必要です）

○相談員

- ・助産師・保健師及び関係職員

○専用電話番号（開設時間 8時30分から17時00分）

事務所名	専用電話番号
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-29-0277
田川保健福祉事務所	070-3113-4895
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-37-4070
筑紫保健福祉環境事務所	070-1321-4090
粕屋保健福祉事務所	080-9415-9858
糸島保健福祉事務所	080-4712-8411
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-4211
南筑後保健福祉環境事務所	070-1387-2900
京築保健福祉環境事務所	070-1524-3403

不妊に悩む方への先進医療支援事業

不妊に悩むご夫婦の不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用となった特定不妊治療と併用して全額自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成されます。

○助成対象者

- ・保険診療として特定不妊治療を受診されている方
- ・2023（令和5）年4月1日以降に特定不妊治療を開始されている方
（※ただし、治療終了した時期により申請期限は異なります）
- ・特定不妊治療の治療計画を立てた日に夫婦である方（事実婚含む）
- ・特定不妊治療の治療計画を立てた日における妻の年齢が43歳未満の方
- ・夫婦の双方またはいずれかが、特定不妊治療の治療計画を立てた日から申請日まで継続して、福岡県内にお住まいの方

○助成の考え方

- ・保険診療による1回の特定不妊治療と併用して実施した「先進医療」にかかる費用の一部を助成します。

※注意事項：保険診療分は対象外です。また特定不妊治療を全額自費で実施した場合、一般不妊治療（人工授精など）も、助成の対象外です。

保険診療による特定不妊治療		先進医療
公的負担（7割）	自己負担（3割）	自己負担（10割）

この部分
を助成!!

○助成内容

助成対象の先進医療：先進医療として厚生労働省が告示している先進医療が対象です。

助成上限額：1回の治療で実施した先進医療費用の7割（千円未満切り捨て）、5万円を上限とします。

申請期限：「1回の治療」が終了又は中止した日の属する年度末まで（当日消印有効）。

なお、やむを得ない事情がある場合に限り、翌年度4月30日まで申請できます。

※対象の先進医療、申請書類、申請窓口、問合せ窓口等の詳細情報は

福岡県HPをご確認ください



<福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業HP>

（2）妊産婦等への保健医療施策の充実

【現状と課題】

- 出産年齢の上昇などにより、妊娠と直接関係のない偶発合併症が増加傾向にあることから、ハイリスクの妊婦であっても安心して出産できるよう、急変時において、助産師や地域の分娩取扱施設等との連携が必要です。
- 妊婦の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができる環境を整備することが必要です。

- こどもの健やかな成育のためには、成育過程にあるこども及びその保護者並びに妊産婦に対し、その各段階における心身の健康課題等に適切に対応する支援等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する必要があります。
- 妊婦健康診査は、妊婦や胎児の健康状態を把握し、母体の保護と新生児の健やかな成長を図るために極めて重要です。
- 妊産婦は、妊娠・出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱え、ホルモンバランスの乱れ、環境の変化やストレスなどで心身のバランスを崩しやすいため、うつ病など、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあり、妊娠期からの支援が必要です。

【施策の方向】

- リスクの高い妊婦が安心して出産できるよう、こども家庭センターの保健師が定期的に状態を確認して支援するほか、母体搬送受入先との調整、周産期医療関係の研修参加など、周産期体制の充実を図ります。
- 妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を提供できる体制を構築するため、こども家庭センターにおける母子に対する心身のケアや育児サポート等を促進するとともに、関係機関と連携し母子保健従事者の専門性の向上等に努めます。
- 妊産婦の産前・産後の家事や育児等の負担を軽減するための支援の充実を図るとともに、産後ケア事業の利用促進を図り、母子の健やかな生活を支援します。
- 妊娠の早期届出や妊婦健康診査が重要であることの啓発や、妊産婦に対する理解と配慮の促進に努めます。
- 妊娠期から子育て期に渡る様々な悩みや不安に対し、こども家庭センターの保健師等が電話・メール相談に応じる体制を整え、相談者の悩みや不安の軽減を図るとともに、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題への対応強化を図ります。また、歯周病リスクが高い妊婦に対し、歯科健診の受診を勧奨します。
- 関係機関と連携し、情報共有を行う妊娠期からのケア・サポート事業により、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握するとともに、健康管理、育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。
- 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の実施を促進します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	周産期相談体制の充実	○周産期相談体制の整備：周産期における母親の抱える悩みや不安感に対して、適切な助言及び支援を行うため、こども家庭センターに保健師及び管理栄養士を配置し、相談支援体制を確立します。また、助産師、産科・新生児科医師と連携して、周産期の母親やその家族からの緊急な支援要請があった場合に、即日対応できるよう体制の確保を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
2	こども家庭センターの機能強化・認知度の向上	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、保健師及び管理栄養士を配置し、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるため、市の広報やホームページ、SNSを活用し相談窓口の周知に努めます。	こども家庭課
3	乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭センターの保健師・看護師が、すべての乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や要支援家庭に対するサービス提供の検討、関係機関と情報共有を行いながら、必要に応じたサービスを提供します。	こども家庭課
4	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や助産師が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	こども家庭課
5	妊娠・出産包括支援事業	産後ケア事業の利用促進を図り、産後の母子の健やかな生活を支援します。	こども家庭課
6	妊娠・出産への理解と配慮の啓発	妊娠の早期届出や妊婦健康診査の重要性、マタニティマークについて市の広報やホームページで啓発し、妊婦に対する理解と配慮を促します。	こども家庭課
7	ハイリスク妊産婦等への支援	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、健康管理の向上を図り未熟児等ハイリスク児の出生を予防します。	こども家庭課
8	特定妊婦等への育児支援	若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等に対しセルフプランを作成し、妊娠期から出産後まで継続して育児支援を行います。	こども家庭課

マタニティマーク

マタニティマークは妊婦さんへの思いやりをマークにしたものです。まちや、職場などでマタニティマークを付けている人を見かけたら、「お手伝いしましょうか？」の一言など、皆さんからの思いやりある気遣いをお願いします。電車・バスでは優先して席を譲り、乗降時に協力しましょう。近くでの喫煙は控えましょう。

○福岡県ホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninshin.html>



(3) 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実

【現状と課題】

- 保護者の不安を解消し、安心して子育てできる環境をつくるため、必要な時に適切な医療が受けられるように、急を要する場合の小児救急医療受診先や在宅医療を必要とする小児の円滑な在宅療養受診相談先等の情報提供が求められています。
- こどもの健やかな発育・発達や健康維持・増進、疾病予防の観点から、早期に新生児・乳幼児の疾病、障がいを見出すことが重要です。
- 食べる、飲み込むなどの基礎がつくられる乳幼児期に、口腔機能を正しく育てることが必要です。
- 予防接種を行うに際して、より専門的な知識と慎重な判断が求められる予防接種要注意者への対応が必要です。

【施策の方向】

- 地域の小児拠点病院とかかりつけ医療機関をはじめとする地元開業小児科医との連携等を促進し、小児救急医療機関の情報提供を図ります。また、こどもの急な病気やケガ等について保護者の不安解消を図るため、電話相談窓口の情報を発信します。
- 在宅医療を希望するがんに罹患した小児が安心して療養できるよう、小児等の在宅サービスにかかる利用料の一部を助成します。
- 新生児・乳幼児の疾病、障がいを早期に見出すための検査体制等を整備・充実することにより、早期治療や療育に適切につなげます。
- 乳幼児期の口腔機能を正しく育てるため、口腔機能獲得・発達のための支援に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	小児医療体制の周知	・「ふくおか医療情報ネット」による、救急医療情報や医療機関情報について周知します。 ※ https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/ ・こどもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）、ケガに関する相談を、福岡県が実施している経験豊かな看護師、または必要に応じて小児科医が助言を行う夜間の電話相談（小児救急医療電話相談事業）の情報提供を行い、小児をもつ保護者の不安軽減及び小児科医の負担軽減を図ります。	こども家庭課
2	乳幼児の発達に関する検査・相談	乳幼児健診等で把握された心身の発達において、支援が必要な子ども又はそのおそれのある子どもに対し、福岡県保健福祉（環境）事務所と連携し、発達診査・相談を行い、必要に応じて発達訓練・指導を実施します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	小児・AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業	40歳未満のがん患者の方が、自宅で安心して生活を送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、助成の対象となるサービス(介護保険制度において利用できる在宅サービス等)にかかる利用料の一部を助成します。 ※AYA世代とは、「Adolescent and Young Adult世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。	健康福祉課
4	子ども医療費支給制度	子育て世帯の経済的負担の軽減とこどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	市民課
5	乳幼児期における口腔機能 獲得・発達	市が実施する出生後7ヶ月健診の際、歯科衛生士による乳幼児期の口腔機能獲得・発達の重要性や適切な訓練方法等を助言・指導し、その理解促進に努めます。	こども家庭課
6	子育てに関する知識の普及 啓発	母子手帳交付時や乳幼児健診時において、こどもの発達段階ごとの保護者の対応法を掲載した育児小冊子を配布し、家庭での育児に活用してもらいます。	こども家庭課
7	定期予防接種の実施	市の保健事業カレンダーに予防接種実施事業スケジュールを掲載するとともに、定期予防接種の接種時期に合わせて保護者に対して案内を行い、予防接種を実施します。	こども家庭課



乳幼児健診の様子

●福岡県小児医療電話相談（#8000／#7119）の利用案内

福岡県小児救急医療電話相談（# 8 0 0 0）

平日夜間・休日に、子どもの急な病気、ケガに関する相談を経験豊かな看護師、または必要に応じた小児科医がアドバイスします。

電話番号：# を押して 8 0 0 0（短縮ダイヤル）

または、092-731-4119（IP電話などの場合）

受付時間：（平日）19時～翌朝7時

（土曜）12時～翌朝7時

（日祝）7時～翌朝7時

福岡県救急電話相談・医療機関案内（# 7 1 1 9）

（1）救急電話相談

急な病気やケガにより救急車を呼ぶか迷ったときや医療機関への受診を迷ったとき、救急医療機関での経験を有する看護師が、医療機関受診の緊急度などについてアドバイスを行います。

（2）医療機関案内

現在診療中の最寄りの医療機関を案内します。

電話番号：# を押して 7 1 1 9（短縮ダイヤル）

または、092-471-0099（IP電話などの場合）

受付時間：24時間365日

●小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業

①助成対象者（次のすべてに該当する人）

- ・本市に住所を有する40歳未満の者・がん患者・在宅療養上の生活支援及び介護が必要な者
- ・他の事業において、同様のサービスの利用を受けることができない者・本市の市税等を滞納していないこと。

②助成金の交付対象

- ・訪問介護(身体介護、生活援助、通院等乗降介助)、訪問入浴介護、福祉用具の貸与、福祉用具の購入

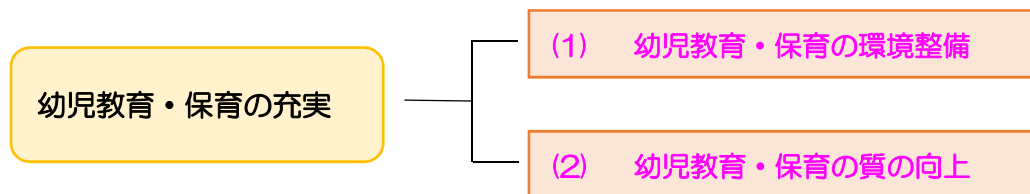
③助成金の額

- ・1カ月あたりのサービス利用料に対し、上限6万円を基準とし、サービス利用料の9割相当額(最大5万4千円)を助成します（生活保護世帯の方は10割相当額を助成）。※助成金を上回る利用料等については、利用者ご本人の負担

※ 詳細は、市のホームページ参照「<https://www.city.miyawaka.lg.jp/kiji003448900/index.html>」

3. 幼児教育・保育の充実

【施策体系】



(1) 幼児教育・保育の環境整備

【現状と課題】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図り、こどもの健やかな成長を支えていく必要があります。
- 「宮若市こども計画策定アンケート」令和6（2024）年度によると、子育てについての心配や悩みごととして「将来的な教育費」「生活費などの経済的負担」と回答した世帯が多いことから、ライフステージを通じた経済的支援の強化が求められます。
- 保育所等での障がい児の受入れが増加していることから、特別な配慮を必要とするこどもの保育所等における円滑な受入体制の整備を進める必要があります。
- 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた子育て支援を充実することが重要です。

【施策の方向】

- 幼児教育・保育の提供体制の充実を図るため、新たに保育士を目指す方への経済的支援、離職防止対策の促進、保育士・保育所の魅力発信など、保育人材確保の取組を実施します。
- 安心してこどもを預けられる体制を整備するため、保育所・認定こども園・幼稚園に対する指導監督や運営費支援を実施します。
- 病児保育の利用について、延長保育、一時預かり等の充実を図ります。
- 障がい児の保育に係る受入体制の整備等を行います。
- 認定こども園、保育所、幼稚園などにおける、幼児教育・保育や多様な保育サービスの充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	第2子以降児童の保育料無償化	保護者の経済的負担を軽減するとともに、少子化対策として、市内在住のこどものいる家庭において、第2子以降の保育料を無償化します。	こども家庭課
2	新規保育士の確保	保育人材の確保を目的とし、市内認可保育施設が受け入れる保育実習生に交通費等（日額：上限4,000円）を助成します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	延長保育事業に対する支援	市内認可保育施設に対し、延長保育に係る人件費の一部を補助金として交付し、延長保育環境の整備を図ります。	こども家庭課
4	障がい児保育に対する支援	市内認可保育施設に係る障がいを持つこどもの受け入れを強化・促進するため、加配職員の人件費の一部を補助金として交付します。	こども家庭課
5	保育所のICT化推進事業	市内認可保育所の業務効率化を図ることを目的として、保育士のシフト管理、保護者との連絡管理、保育記録等に係る業務のICT化の導入費の一部を補助金として交付します。	こども家庭課
6	病児保育事業の実施	直方市、小竹町、鞍手町と協定を結び、共同で病児保育事業を実施し、入院の必要がなく病気の回復期にあって、集団保育が困難で保護者などが仕事などの事情により家庭で保育できない場合、無償で預けることのできる病児保育事業を実施します。 ※病児・病後児室「メリーハウス（鞍手町）」	こども家庭課
7	一時預かり事業の実施	市内にお住まいの保育所等を利用していない生後6ヶ月から就学前までのこどもを対象に、市の子育て支援センター2箇所にて一時預かり事業を実施します。	こども家庭課
8	こども誰でも通園制度の実施	保護者の就労の有無にかかわらず、保育施設等に通っていない0歳6ヶ月～2歳児のこどもを月1人あたり10時間（上限）の範囲内で、時間単位で市が認可した保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」を令和8（2026）年4月より実施し、保護者の負担軽減等を図ります。	こども家庭課

◆宮若市子育て支援センター

1. さくらんぼ（一時預かり事業）

住 所：宮若市磯光 1317 番地 18

電 話：0949（32）1319

開所日時：月曜日～土曜日

（祝日・年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時

利用料金：1 日 2,000 円、

半日（4 時間以内）1,000 円

対象年齢：生後 6 ヶ月～就学前まで

定 員：1 日 5 名まで

◆宮若市子育て支援センター

2. たけんこ（一時預かり事業）

住 所：宮若市竹原 1 番地 1

電 話：0949（52）2002

開所日時：月曜日～金曜日

（祝日・年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時

利用料金：1 日 2,000 円、

半日（4 時間以内）1,000 円

対象年齢：1 歳頃～就学前まで

定 員：1 日 5 名まで

（２）幼児教育・保育の質の向上

【現状と課題】

- 乳幼児期のこどもに、質の高い幼児教育・保育を提供し、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくためには、幼児教育・保育従事者の専門性の向上を図る必要があります。
- 幼児教育・保育に携わる人材の確保や職場環境の改善を推進することが重要です。
- 幼児教育・保育従事者の更なる処遇改善を進めるため、保育所等における職員に対する支援を行います。
- 全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の連携を図る必要があります。

【施策の方向】

- 保育所等から報告された職員の処遇などの適切な運営管理状況の把握に努めるとともに保育所等における保育士等の処遇改善の取組を促進します。
- 保育所等に対し、保育現場の業務負担軽減に係る支援を行うことにより職場環境の改善を推進します。
- 幼児教育・保育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、幼保小の関係者の双方向の連携を促進するとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	保育事業者に対する巡回支援	保育事業者に対し保健師、社会福祉士等の専門家を派遣し、保育現場における業務負担状況やこどもの様子等を確認の上、保育上の相談・助言を実施することで、職場環境改善を図ります。	こども家庭課
2	保育士の就労継続支援・負担軽減に係る支援	・市内認可保育所の保育士等の確保及び離職防止を図るため一定期間、継続して勤務している者に対して給付金を支給します。（保育士等就労支援給付事業） ・市内認可保育所において、保育士の負担を軽減するため、食事の配膳や清掃などの関連業務従事する保育士支援者を配置する場合、これに係る人材の人件費相当額を補助金として交付します。（保育体制強化事業）	こども家庭課
3	保育補助者等の配置支援	保育所において保育補助者（※保育士の資格を持たないが、必要な研修を受講し保育士を補助する者）を雇用し、保育士の業務負担軽減および離職防止を図り、保育環境の整備を行っている保育事業者に補助金を交付します。 （保育補助者雇用強化事業）	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
4	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方について情報提供を行うなど、幼保小の関係者の連携を促進します。	こども家庭課 学校教育課
5	保育所等英語教育推進事業の推進	小学校から始まる英語授業へこども達が円滑に移行できるように幼児期から英語や多文化に触れる機会を設けるため、外国語講師による英語教育を実施している保育所へ補助金を交付します。	こども家庭課
6	保育所等の園外活動時の安全確保	市・保育所・学校・警察等関係機関と連携し、市内通学路等における合同点検を実施し、危険個所の把握を行い、ガードレール、カーブミラー、街灯等の設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。	こども家庭課 学校教育課 土木建設課 土地対策課



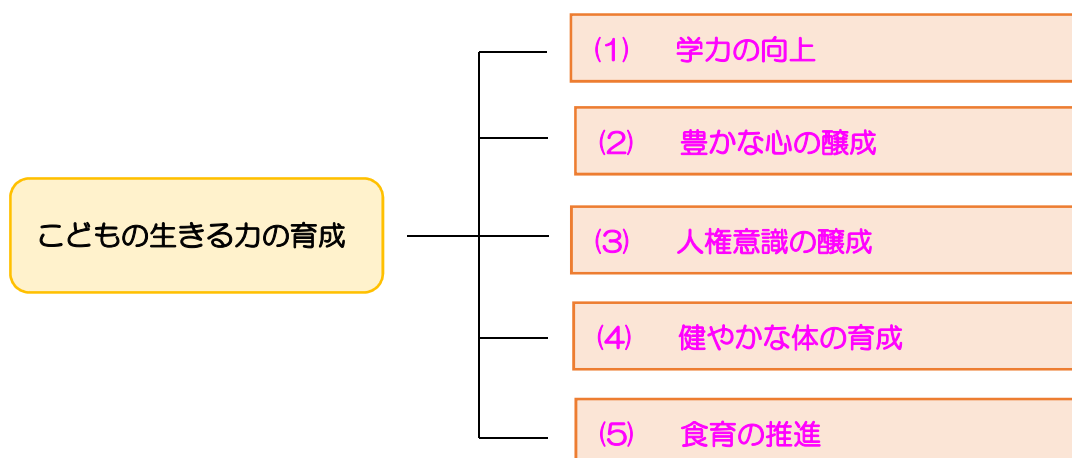
宮若さくらこども園 英語教育



4. こどもの生きる力の育成



【施策体系】



(1) 学力の向上

【現状と課題】

- 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- 学童期に、基礎的な「読む力」、「書く力」、「計算する力」等を習得し、活用することが、その後の長期にわたる学習にとって重要となります。
- 学力向上に向け、取組を行う学校への支援のほか、地域の教育資源を活用した学習活動の推進等、様々な取組を強化する必要があります。
- 現在、ＩＣＴがあらゆる分野で活用されていることから、情報活用能力が必要不可欠になっています。今後、生活手段・学習手段としてますます重要になる情報活用能力をこどもたちに身に付けさせることが求められています。

【施策の方向】

- ＩＣＴの積極的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- 各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するため、年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえたきめ細かな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	学力アップ推進事業	市内の児童生徒の学力向上を図るため、放課後の時間を活用し「みやわかアフタースクール」を実施し、NPO法人や学習ボランティアによる学力補充学習を提供します。	学校教育課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
2	次代の人材育成に向けたDX推進事業	1人1台端末を活用した多彩な教育資源による、学習活動の実施、データ分析による児童・生徒の学びの充実及び教員の指導改善、学校のICT活用を推進する支援体制などにより児童・生徒が学びを深める環境の充実を図ります。	学校教育課

（２）豊かな心の醸成

【現状と課題】

- 幼少期から読書をしたり、様々な文化芸術に触れたりすることは、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、多様性の尊重や相互理解の精神といった豊かな人間性や、オリジナリティあふれるアイデアを生み出す想像力を養う上で有効な役割を果たすことから、地域や学校等との連携により、読書活動の推進や文化芸術に触れる機会の充実が必要です。
- 豊かな情操、人権意識、自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性、公共の精神等を育むことは、こどもが自立した社会生活を営む上での基礎となるものです。
- 規範意識は幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。

【施策の方向】

- 「宮若市子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの発達段階に応じた効果的な取組を推進します。また、保護者への啓発のため、保育所・幼稚園や小学校、公民館において、地域の読書ボランティアの活用を図ります。
- 市立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や市立図書館による学校支援を推進し、こどもの読書活動の充実を図ります。
- 次世代を担うこどもが優れた文化芸術や郷土の伝統文化に触れ親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞・体験する機会や、文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通して、「自分を大切にできる心」や、「思いやりの心」、「人を尊敬する心」、「感謝の気持ち」、「家族を大切にできる心」等を育てる心の教育を推進します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こどもが文化芸術に触れる機会の充実	こどもの文化活動の発表の場や芸術文化を鑑賞する機会を提供し、こども文化活動の充実を図ります。	学校教育課
2	読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	司書やボランティアグループによるおはなし会を行うとともに、読書活動推進のために読み聞かせボランティアを募集し、読書に関する事業やイベントの促進を図ります。	社会教育課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	宮若市子ども読書活動推進計画の推進	4つの基本方針に沿って、こどものそれぞれの発達段階に応じた読書習慣の形成、定着、確立を図ります。 ① 家庭・地域・学校・保育所・幼稚園・認定こども園におけるこどもの読書活動の推進 ② 市立図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化 ③ こどもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及	社会教育課
4	企業等による職場体験活動の実施	市内の企業や商業施設等協力の下、こども達に様々な職場体験活動を提供し、こども達の就労意識を高める機会を提供します。	学校教育課



おはなし会（社会教育課）

（３）人権意識の醸成

【現状と課題】

- 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職場等の社会生活の様々な場面において存在しています。
- 同和問題（部落差別）に関しては、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。

【施策の方向】

- 人権尊重の意識や行動が定着するよう「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「宮若市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- 同和問題（部落差別）について、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう、啓発活動を充実強化するとともに、地域、企業等における啓発活動に対する支援を行い、学校や地域、家庭において、部落差別に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。また、部落差別に関する相談体制の充実や自治会と連携し、「人権問題地域懇談会」を開催し行政と地域が一体となって人権問題に係る理解を深めることとします。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	「宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」の施行	部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現することを目的に「宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を令和２年４月１日に施行し、これに基づき差別の解消に向けた取り組みを推進します。	保護人権課
2	人権講演会・人権問題地域懇談会の開催	身近な生活の中にある差別に気づき、お互いの人権が尊重される明るい地域づくりを推進するとともに、あらゆる差別の解消に努めることを目的に、７月の同和問題啓発協調月間及び１２月の人権週間に人権講演会を開催します。また地域自治会等と連携して人権問題地域懇談会を開催します。	保護人権課 社会教育課
3	男女共同参画社会の推進	「だれもが輝く共同参画のまち」をめざして策定した「第２次宮若市男女共同参画基本計画」に基づき、様々な事業を推進します。	保護人権課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
4	DV（交際相手等からの暴力）に関する相談対応	DVに関する相談を受け付けるほか、対応可能な専門員が応ずる窓口等に繋がります。	保護人權課
5	人権課題に係る啓発活動の実施	人権に関する啓発冊子『みんなのしあわせのために』や人権啓発カレンダーを各家庭に配布し、人権課題に関する人権啓発を行います。	社会教育課
6	「人権子ども会」活動の推進	こどもたちが自らの権利意識を高めるとともに、異なる価値観や他者の受容など、多様性について学ぶ取組を行います。	社会教育課 保護人權課

（４）健やかな体の育成

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、SARS、MERS等の新興感染症の多くは人獣共通感染症です。これに対応するためには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく取組が重要です。
- 学童期は、乳歯から永久歯に生え変わる時期です。生えただばかりの永久歯は未成熟であるため、特にう蝕が集中的に発症します。う蝕は一度罹患すると自然治癒しません。そのため、う蝕を予防するためには、保護者や学校関係者等が予防方法を正しく理解することが必要です。
- こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、こどもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。

【施策の方向】

- 「宮若市ワンヘルス推進宣言」の下、市民にワンヘルスに関する理解を促進するため、市民及び事業者に対する啓発やこどもたちに対する教育等を推進します。
- 児童生徒や保護者、学校関係者等に対して、フッ化物の効果や安全性への理解促進を図ることにより、フッ化物洗口の実施拡大に取り組みます。
- こどもたちのスポーツへの動機付けと習慣化を図るため、運動やスポーツをする機会を充実させる取組を推進します。
- 教員を対象とした研修会を通じて、運動やスポーツに取り組むきっかけとなる体育科・保健体育科の授業を工夫・改善し、「運動が好き」「体育が楽しい」と感じるこどもの育成を目指します。
- 性や心に関する不安・悩みを抱える生徒に対して専門家（スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー）による個別相談の更なる充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ワンヘルス推進事業	福岡県が実施するワンヘルス啓発イベント等の普及活動と連携し、市民への周知活動等を実施します。	環境保全課
2	歯の健康づくり事業	乳幼児の歯科健診（1歳6か月、2歳、3歳児健診）において、食習慣や歯磨き方法指導、歯科相談、歯科検診を実施するとともに、2歳児歯科健診時にはフッ化物塗布も実施し、う蝕予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	こども家庭課
3	母性及び乳幼児の健康づくりの担い手である人材の資質の向上及び確保	栄養管理に従事する職員や保健師、栄養士等の質の向上に係る研修等に積極的に参加するとともに、こどもに係る様々な事業に要する栄養士、管理栄養士、保健師等の適正な配置促進を図ります。	こども家庭課 総務課
4	こどもの体力向上に係る取組の充実	発達段階に応じたこどもの運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図るとともに、体力向上を目的とした総合的な事業を推進します。	社会教育課
5	部活動指導員配置事業	学校部活動に係る技術的な指導に従事する指導員を配置し、学校部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課



宮若市ワンヘルス推進宣言

新型コロナウイルス感染症をはじめ、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザなど、人獣共通感染症予防のためには、人の健康だけでなく、家畜やペットの健康や、野生生物の生存領域である自然環境を一体的に守っていく必要があるという「ワンヘルスの理念」が世界中で広がりを見せています。

福岡県では、全国に先駆けて「福岡ワンヘルス推進基本条例」を制定し、その中で、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取り組みの基本方針や行動計画の策定などが明記されています。

本市は、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るため、ワンヘルスの理念のもと、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

記

- 1 ワンヘルス実践（人と動物と環境の健康を一体的に守るための6つの課題への取組）の基本方針を具体化する福岡県行動計画に連携協力します。
- 2 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行います。

令和4年5月16日 宮若市長 塩川 秀敏

（５）食育の推進

【現状と課題】

- 食をめぐる状況は、朝食の欠食、偏食等の食生活の乱れや野菜の摂取不足など栄養バランスの偏りが見られ、こどもたちの心身の発達に大きな影響を与えています。
- こどもたちの豊かな心を育み、健全な身体を育てるためには、早い時期から食生活に関する正しい知識や習慣を身につけさせることが重要です。
- 特に、学校における食育は、こどもたちが「生きる力」の基礎を育む上で非常に重要です。
- こどもたちの食や食を支える農林水産業への理解を深めるため、食育とあわせて地産地消の取組を推進していく必要があります。
- 核家族化、共働きの増加などにより、家庭での望ましい食習慣の形成が難しい状況にあるため、保育所等において栄養管理された食事が提供されるとともに、こどもや保護者への食に関する指導が求められます。

【施策の方向】

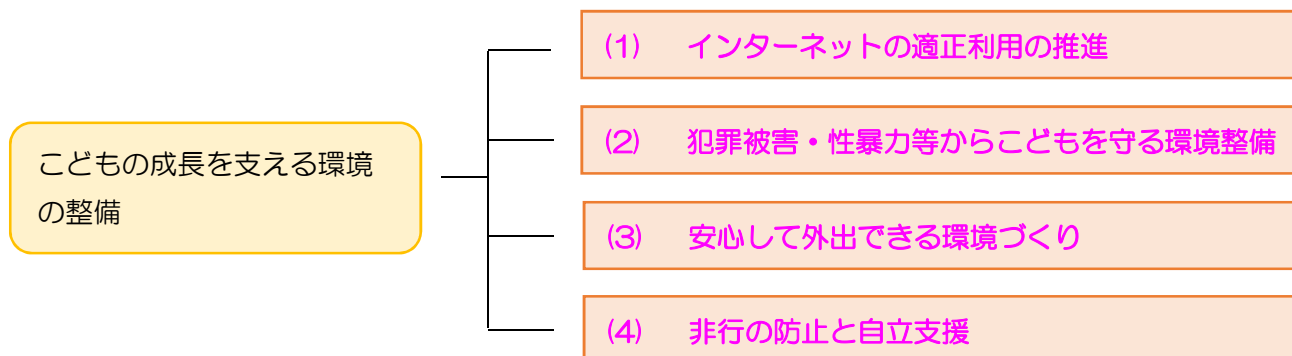
- 食育に関する情報提供、普及・啓発を行い、地域における食育に関する取組を支援します。
- 関係機関と連携しながら、食育・地産地消の取組を推進します。
- 保育所をはじめとする児童福祉施設等における健全な食環境の整備を図るとともに、こどもの健康づくりを担う人材の確保、資質向上に取り組めます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	学校保健・食育指導事業	教職員を対象に、県が実施する学校保健・安全・給食に関する研修会に参加してもらい、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課
2	食育・地産地消の推進	農政、産業振興所管課等と連携し、学校給食への地産農産物の利用促進や、栄養教諭による食に関する指導の実施により、食育と地産地消を推進します。	学校教育課
3	幼児食教室の実施	3歳児から就学前の幼児と保護者を対象に、親子で調理をしながら食べることの大切さを学び、食育に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	こども家庭課

5. こどもの成長を支える環境の整備

【施策体系】



(1) インターネットの適正利用の推進

【現状と課題】

- 「宮若市こども計画策定アンケート」令和6（2024）年度によると15歳～39歳までの人の内、58パーセントの人が、「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」を自分の居場所として「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。
- インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守った上で利用することが必要です。
- スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在したいじめ、性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。インターネットの適正利用に向けて、こどもや保護者に対する教育・啓発等の取組が必要になっています。
- こどものインターネット利用の拡大・低年齢化が進む中、インターネット上での人とのつながりを居場所と感じているこどももいます。インターネット上には、間違った情報やこどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫し、こどもがトラブルに巻き込まれたり、非行や犯罪被害につながるといった重大な問題が起きており、インターネットの適正利用に向けて、こどもや子育て当事者に対する教育・啓発等の取組が必要になっています。

【施策の方向】

- 市民や事業者に対する広報・啓発活動を通じて、情報を適切に取捨選択して利用する等、インターネットの適切な利用を推進します。
- フィルタリングサービスの活用を進め、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境をつくります。
- こどもが悪質なサイトを利用し、犯罪被害に遭わないため、こども、子育て当事者、事業者等に対するフィルタリングの必要性等の広報啓発活動を推進します。
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発を実施します。

- スマートフォンやSNSが急速に普及する中で、日常のモラルに加え、情報技術の特性、各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法等を理解した上で、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利活用できるようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- インターネット利用に起因した非行や被害について、実例に基づいた広報啓発を行い、情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	インターネットの適正利用に向けた啓発	スマートフォン等の情報端末は、利便性と危険性を併せ持つことを周知し、学校と家庭が連携し、使用の際に守るべきルールやマナーについての指導の充実を図ります。	学校教育課
2	フィルタリング普及啓発活動の推進	こどもが悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、こども、子育て当事者、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進します。	学校教育課

（２）犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備

【現状と課題】

- こどもを犯罪被害から守ることが、全てのこどもが健やかに育つための大前提となります。
- 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるためには、発達の段階に応じた総合的な教育・啓発を行っていくことが重要です。
- 年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこどもであっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こどもへの加害の防止を進めていくことが重要です。
- 困難な問題を抱える若年女性は、困りごとを抱えながらも自ら相談しにくい傾向にあります。
- 人格形成の途上にあるこどもが犯罪被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響が大きいことから、被害を受けたこどもの心のケア等、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。
- 成年年齢引き下げに伴い、18歳以上であれば保護者の同意なく契約できることから、知識や経験の不足、コミュニケーションに対する苦手意識などのぜい弱性につけ込まれ、様々な消費者トラブルに巻き込まれる可能性が指摘されています。
- 交際相手等からの暴力である「デートDV」の認知度について、「言葉もその内容も知っている」割合は女性より男性が低い傾向にあり、若年世代、とりわけ男性に対し、加害者にも被害者にもならないためのDVに関する正しい理解を促進する必要があります。

【施策の方向】

- 防犯のための情報提供、広報啓発を推進します。
- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育やこどもの安全を確保する取組の充実を図ります。

- 道路、公園等における防犯環境の整備を行うとともに、防犯ボランティア団体等への活動支援や、誰でも気軽に実践できる「ながら防犯」活動の取組を推進します。また、防犯カメラの設置促進など、犯罪が起きにくい環境整備に努めます。
- 「福岡県性暴力根絶条例」に基づき作成された啓発冊子を配布することにより、児童生徒の発達段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育・啓発を推進します。
- 中学生や高校生、大学生等の若年層に対し、様々な機会を活用して、交際相手等からの暴力の防止に関する啓発を行い、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。
- 性犯罪の被害を防止するため、その前兆とされる声かけ・つきまとい等に対応するとともに、様々な情報発信ツール（公式SNS等）による広報啓発、こどもに対する自己防衛教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。
- 犯罪被害に遭ったこどもの早期発見・保護を行い、そのこどもや家族に対する継続的な支援により、犯罪被害に遭ったこどもの立ち直りを図ります。支援を行うに当たっては、「秘密を守ってほしい」というこどもの意見を尊重し、秘密の保持には十分に留意します。
- 消費者自らが適切に判断・行動できるよう情報提供を充実するとともに、消費者被害に遭いやすい若年者に対し、教育機関等と連携して消費者教育・啓発を推進します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	防犯環境の整備	市内の公園や学校等における犯罪をなくすため、防犯環境整備を促進するため、危険箇所の把握に努め、関係機関と連携して防犯環境の整備を図ります。	総務課 学校教育課 こども家庭課
2	防犯ボランティアとの連携、活動に対する支援	防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等を行うとともに、関係機関・団体と連携して、活動物品等の助成、活動ノウハウに関する研修会の開催により、防犯ボランティア団体の活動を支援します。	総務課
3	ながら防犯活動の推進	「通勤・通学」「買い物」「ジョギング」「犬の散歩」など、日常生活の中で気軽に実践できる活動「ながら防犯」を推進し、市民全体で安全・安心まちづくりに取り組む気運の醸成を図ります。	総務課
4	安全・安心まちづくりの推進	市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進するため、地域防犯活動やながら防犯等の安全・安心まちづくりに係る地域の各種活動を定着、拡大させることにより、安全・安心まちづくりの活性化を図ります。	総務課
5	こども・若者を性犯罪被害から守るための対策の推進	性犯罪の被害を防止するため、様々な情報発信ツールによる広報啓発、こどもや若者に対する防犯教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。	総務課 こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
6	犯罪被害者に対する支援	「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」へ繋ぐことによって、電話相談や面接・カウンセリング、病院・裁判所などへの付き添い支援等、犯罪被害者等の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者支援を受けられるようにサポートを行います。	総務課 こども家庭課 保護人権課
7	犯罪被害に遭ったこどもに対する立ち直り支援の推進	被害に遭ったこどもの早期救済・保護を図るとともに、精神的なダメージを軽減するための助言、カウンセリング等を行います。	こども家庭課 学校教育課
8	若年者を対象とした消費者教育の推進	消費者被害に遭いやすい若年者に対し、県や教育機関、直轄広域消費者センター等と連携した消費者教育を推進することで、自らが適切に判断・行動できる消費者の育成を図ります。	産業観光課
9	交際相手からの暴力防止対策	福岡県が作成した、交際相手からの暴力防止に関するリーフレットを作成・配付し、中学生・高校生への啓発を行います。 DV等の被害者の安全を最優先に、的確な事件化等の措置を図ります。	保護人権課
10	性犯罪被害者に対するワンストップ支援	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」に繋いで、被害者の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者への支援をサポートします。	保護人権課
11	ながら防犯活動の推進	「通勤・通学」「買い物」「ジョギング」「犬の散歩」など、日常生活の中で気軽に実践できる活動「ながら防犯」を推進し、市民全体で安全・安心まちづくりに取り組む気運の醸成を図ります。	総務課

●福岡犯罪被害者総合サポートセンター 筑豊相談窓口 ☎0948-28-5759
相談受付：月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始は除く）

●性暴力被害者支援センター・ふくおか ☎092-409-1356
相談時間：24時間・365日（年中無休）

（３）安心して外出できる環境づくり

【現状と課題】

- 近年、自然災害が多発しており、こどもの安全を確保し、全てのこどもが安心して学校に通うことができる環境を整える必要があります。
- こどもを交通事故から守るため、交通ルール教育やヘルメットの着用などの自転車の安全利用の促進や、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るための取組を進めることも必要です。
- 交通事故の被害者になりやすいこどもの安全な通行を確保するため、交通量が多く事故の危険性が高い通学路においては、危険箇所の改善が課題となっています。車道や歩道の幅員が十分に確保されていない道路の整備が必要となっています。
- 飲酒運転によりこどもの命がなくなることがないように、こどもは「もっと安全に車を運転してほしい」と願っています。飲酒運転撲滅意識の更なる醸成に向け、飲酒運転の危険性等をより深く理解させるための交通安全教育及び広報啓発を推進することが必要です。
- 過去に起こった河川での水難事故等を教訓として、二度と痛ましい事故等を発生させない取組が必要です。

【施策の方向】

- 自転車利用者に対するヘルメット着用をはじめとするルール・マナーの広報啓発活動を推進するとともに、万が一に備えるため県自転車条例により義務となっている自転車損害賠償保険等への加入を徹底します。また、車両同乗のこどもの命を守るため、チャイルドシートの正しい使用について周知啓発を図ります。
- 道路の整備等を進め、市街地の自転車の通行や、歩行者の安全を確保します。福岡県や警察等関係機関と連携し、ハード、ソフト両面で、こどもの移動経路の安全確保対策を講じていきます。
- 市民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転撲滅に係る交通安全教育及び広報啓発を推進します。
- 小中学校において、水難事故等被害に遭わないよう日々の安全指導や長期休暇前の児童・生徒、及び保護者に対する注意喚起を徹底するなど、事故防止対策を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	通学路の安全確認及び整備	市内小中学校や所轄警察署、関係部署が連携し、各校に係る通学路の安全点検を実施し、危険箇所等（歩道無、見通しが悪い、ため池や河川等）を把握するとともに、必要に応じた整備（歩道整備、ガードレール、カーブミラー、危険標示看板の設置等）を行い、こどもたちの登下校時の安全を確保します。	総務課 学校教育課 土木建設課 土地対策課 こども家庭課
2	段階的かつ体系的な交通安全教育	幼児から高齢者まで各年齢層に応じた段階的、体系的な交通安全教育を出前講座等の活用を促し推進します。	総務課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	水難事故防止対策の実施	市内小中学校において、長期休暇前に児童・生徒に対しての安全指導を徹底し、保護者に対しても注意喚起を行います。また児童・生徒に対し、水難事故の遭遇した際、自らの命を守るための対処法を学ぶため、着衣水泳授業を行います。	学校教育課
4	学校や自治会、警察、防犯ボランティア等との連携、活動	学校や自治会、警察、防犯ボランティア団体等と、不審者、犯罪情報の共有化を図り、合同パトロールの実施等を行うとともに、関係機関・団体と連携して、活動物品等の助成、活動ノウハウに関する研修会の開催により、防犯活動を実施します。	総務課 まちづくり推進課
5	飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育活動及び広報啓発活動	あらゆる世代に対して、飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育を推進し、飲酒運転撲滅意識の高揚を図ります。	総務課



こども見守り交通指導
(宮若西小学校)



こども見守り交通指導
(宮田南小学校)

（４）非行の防止と自立支援

【現状と課題】

- 社会全体として、非行防止や非行に及んだことに対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る必要があります。
- 家庭や学校に居場所がなく悩んでいた、非行等の問題を抱えることに対し、生活基盤を安定させるための就労支援等、立ち直りや社会的自立を促すための取組が必要です。
- 暴走族は、交通ルールを無視した走行や騒音運転を行うなど、地域住民や道路利用者に多大な迷惑を及ぼしています。すべてのことに対して、その危険性や迷惑性を教えていくことが必要です。

【施策の方向】

- いじめや非行問題、体罰などの解決に向けて、学校・家庭・地域における教育の在り方を見直し、関係機関との連携を図る取組を行います。
- 学校、地域住民、ボランティア、警察、市等が連携し、非行に走った子どもたちの立ち直り支援を行うなどして、子どもを見守る社会気運を醸成します。
- 非行等の問題を抱える子どもが社会的に自立できるよう、自己肯定感の向上に資する体験活動の提供や、生活基盤を安定させるための就労・定着支援を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	相談環境の整備	市の家庭児童相談室、小中学校及び警察署や少年サポートセンター等と連携し、非行などの問題に関する相談体制を強化するとともに、個人情報の管理体制を徹底し保護者等が安心して相談できるよう相談環境の整備を図ります。	こども家庭課
2	虐待等により居場所がない子ども・若者への支援	虐待や貧困などの様々な事情により家庭等に居場所がない子どもや若者が、一時的に必要な支援を受けることができる安全な居場所を福岡県等関係機関と連携し確保します。	こども家庭課
3	非行少年等の就労支援	非行等の問題を抱える無職少年に対し、進路相談、就労体験、就職活動、就職後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行います。	こども家庭課 保護人權課
4	有害図書類などの浄化活動	学校やPTA、警察等、関係機関や団体と連携を図り、青少年の健全な育成に悪影響を与える有害図書類に関する立ち入り調査や指導を実施する環境浄化活動を推進します。	社会教育課

親子のための相談 LINE

子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、子どもに関わる保護者や子どもからの相談を受け付けています。

匿名（LINE 上の登録名とアイコン画像のみ）で相談ができ、相談料も無料です。

周りに相談できる人がいない、話だけでも聞いてほしいなど、ちょっとしたことで大丈夫です。

（毎日、午前 10 時から午後 8 時まで ※年末年始を除く）

